

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により樫原市から意見を聴きましたので、次のとおり公告し、その意見を縦覧に供します。

平成二十九年一月六日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アクロスプラザ樫原

所在地 樫原市曾我町四五番一

二 樫原市から聴取した意見の概要

社会教育課（青少年センター）

奈良県青少年健全育成条例を遵守すること。

三 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

四 縦覧期間

平成二十九年一月六日から同年二月六日まで。ただし、奈良県の休日定める条例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きます。

五 縦覧時間

午前九時から午後五時まで